

いじめ防止基本方針

平成26年4月1日制定

北海道江別高等学校

◆はじめに◆

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画投稿やSNSサービスを利用した他者への誹謗・中傷など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化・潜在化する様相を見せています。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが社会から求められています。このため、昨今制定された「いじめ防止対策推進法」をもとに、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ基本方針」としてここに作成しました。

参考)「いじめ防止対策推進法」の概要 ※学校に関する主な条文を抜粋

1 総則・基本方針

・第2条 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

・第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 学校の設置者・学校が講ずべき基本的施策

・第15条 学校におけるいじめの防止

（道徳教育・体験活動等の充実、児童生徒が自主的に行う者に対する支援、児童生徒・保護者・教職員への啓発等）

・第16条 いじめの早期発見のための措置

（定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめの相談を行うことができる体制整備）

・第18条 いじめの防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上

（いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施）

・第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの防止等に関する措置

・第22条 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心

理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く

・第23条 いじめに対する措置

- ① 教職員や保護者などは、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、児童生徒が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとる
- ② 学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する
- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又は、その保護者への助言を継続的に行う
- ④ 必要な場合は、いじめを行った児童生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた児童生徒などが安心して教育を受けられるようにする
- ⑤ いじめの事案に係わる情報をいじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者と共有するための措置などをおこなう
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

・第25条 校長および教員による懲戒

校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える

4 重大事態への対処

・第28条 学校の設置者又は設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

・学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする

・第29条～第31条 地方公共団体の長等への報告

(国立の学校) 当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない

(公立の学校) 当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない

(私立の学校) 重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事に報告しなければならない

いじめの定義 ※文科省ホームページより抜粋

【これまでの定義】

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査において

「いじめ」とは、

- 「(1) 自分より弱い者に対して一方的に、
 (2) 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
 (3) 相手が深刻な苦痛を感じているもの。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。



【新定義】（平成 18 年度間の調査より）

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注 1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注 2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注 3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注 4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注 5) けんか等を除く。

◆北海道江別高等学校における『いじめ防止基本方針』

「いじめ問題」への取り組みにあたり、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを行う。また、「いじめ防止対策推進法」をもとに、「いじめの未然防止」、「早期発見」、「早期対応」について基本的な認識や考え方を学校全体として正しく理解し、いじめ問題を解決するため、「いじめ防止基本方針」をここに制定する

1 いじめの未然防止

いじめが起こらない学級・学校づくりを推進し、未然防止に取り組む。「目に付きにくいいじめ」や「暴力を伴わないいじめ」などにも対応するため、「いじめは、どこの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係の構築と豊かな心を育てる「いじめを生まない環境作り」に積極的に取り組むこととする

- (1) ホームルームの時間や各種集会の際に、いじめの定義を全生徒に説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知させる
- (2) 生徒が安心・安全に学校生活を送るために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく
- (3) 互いに認め合える人間関係や校風を生徒自らが作り出していけるような生徒会活動を充実させる
- (4) 学力に対する自信のなさや不安やそれに伴う消極的な態度や否定的な姿勢が、他者からのからかいやひやかしに発展しないよう、教員がわかる授業づくりを進め、全生徒が参加・活躍できる授業の工夫をする
- (5) 人としての「気高さ」や「心づかい」、「優しさ」などに触れる機会を与えるため、様々な体験的教育を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育てる
- (6) 外部の専門家を招いての講演会や外部講師による授業などを積極的に活用し、事後指導を深め、学校が責任を持って、計画的に指導する
- (7) 相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒の育成に力を注ぎ、同時に年齢に見合った社会性の育成のため、授業や行事を通して社会体験や生活体験の機会の場を提供する
- (8) P T Aの各種会議や保護者会などを通して、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場などを設ける。また、学校公開や公開授業、ホームページの公開・充実を図るとともに、学級だより、学年だより、各種学校だよりなどを通して、地域や保護者へ学校の様子を発信するなどして、啓発活動を充実させる
- (9) ホームルーム担任による定期的な面談を実施する他、アンケートの定期的な実施や養護教諭、スクールカウンセラーによる相談など、教育相談の充実をはかる
- (10) インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止するため、定期的なネットパトロールを実施する

2 いじめの早期発見

いじめが、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、生徒にかかわるすべての教職員間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することとする

- (1) ①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③情報に基づき速やかに対応することを早期発見の基本とする
- (2) 昼休みや放課後等の時間など、雑談等の機会や部活動、講習の時間に、生徒の様子に目を配る。生徒

達と共に過ごす機会を積極的に設け、いじめを早期に発見できるようにする

- (3) ホームルーム担任による定期的な面談を実施する他、アンケートの定期的な実施や養護教諭、スクールカウンセラーによる相談など、教育相談の充実をはかる
- (4) P T Aの各種会議や保護者会などを通して、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場などを設ける
- (5) いじめ発見時には情報を共有する
 - ① 報告経路の明示・報告の徹底をはかる（5W1H）
 - ② 職員会議等（生徒指導部・健康安全部・教育相談・特別支援サポート委員会等）で情報共有をはかる
 - ③ 配慮生徒の実態把握
 - ④ 進級時の引継ぎ
 - ⑤ 保護者との連携
 - ⑥ 関係機関、他校との連携
- (6) インターネットを通じてのいじめに対応するため、ネットパトロールを定期的実施する

3 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切であり、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導をおこなう。また、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することとし、いじめの再発を防止するため、日常的、継続的に見守ることとする

- (1) いじめの疑いがある時は個人の判断とはせず、いじめの対策のための「組織」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断し、判断材料が不足している場合は関係者の協力のもと事実関係の把握に努める
- (2) 謝罪や責任を形式的に問うことでいじめの解決とはせず、生徒の人格成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行い、経過を見守る
- (3) いじめ対応時に必要な教育上の指導を行っている加害生徒に対して、十分な効果が得られない場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、学校の設置者とも連絡を取り所轄警察署等と相談して対処する
- (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める
- (5) いじめは学校だけでの解決が困難な場合もあることを念頭に置き、必要に応じて迅速に関係機関（教育委員会・警察・福祉関係機関・医療機関等）との連携をおこなう

◆いじめられた生徒に対して

◇生徒に対して

- ① 事実確認とともに、まず、生徒のつらい気持ちを受け入れ、共感的に理解し安全・安心を確保する
- ② 必ず解決できること、希望がもてることを伝え、自信を持たせる言葉かけをする

◇保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに、保護者と連絡をとり（場合によっては家庭訪問）、事実関係を直接伝える
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する
- ③ 親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める
- ④ 保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める

【いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉】

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・お子さんにも悪いところがあるようです | ・家庭での甘やかしが問題です |
| ・クラスにいじめはありません | ・どこかに相談に行かれてはどうか |

◆いじめた生徒に対して

◇生徒に対して

- ① いじめの事実を確認する
- ② 教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる
- ③ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向けて指導する
- ④ 教育上必要がある場合は、学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を与える

◇保護者に対して

- ① いじめは誰にでも起こる可能性があると同時に、いじめは決して許される行為ではないことを毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する
- ② 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える
- ③ 生徒の変容を図るため学校として努力していくことや今後のかかわり方などを一緒に考えていくよう協力が必要であることを伝える

◆関係集団（周囲の生徒達）に対して

- ① いじめの傍観者から抑止する仲裁者への転換を促す
- ② いじめは決して許されないという毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す（場合によっては臨時の学年集会や全校集会等を実施する）
- ③ 望ましい人間関係の育成につとめる
- ④ いじめのない集団づくりにつとめる

4 ネット上のいじめへの対応

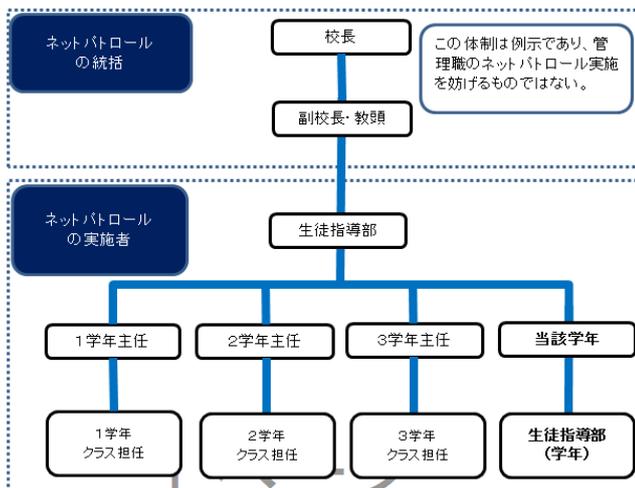
ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等で文字や画像を利用し、特定の生徒の悪口や誹謗中傷の他、個人情報や本人の許可無く不特定多数の者やインターネット上の Web サイトの掲示板等に送信する行為や、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をするなどの方法により、いじめをおこなうもの。

- (1) 情報教育の充実をはかる
- (2) フィルタリングや家庭でのルール作り等、保護者への協力を求める
- (3) 下記に図示したネットパトロールを活用し、ネットいじめの未然防止につとめる

学校におけるネットパトロール実施計画

1 組織体制



2 実施計画

月	実施予定者	実施概要	備考
4月		フィルタリング解除の手続き実施	4～9月分
5月	学年団・生徒指導部	全生徒について注意喚起	
6月			
7月			
8月	学年団・生徒指導部	定期巡回	夏季休業
9月	生徒指導部	4～9月分の集計・確認・報告	
10月			10～3月分
11月			
12月	学年団・生徒指導部	定期巡回	冬季休業
1月	〃	〃	
2月			
3月	生徒指導部	10～3月分の集計・確認・報告	

3 留意事項

- ・ネットパトロール実施前に、校内のフィルタリング解除等の対応について、情報部と連携・準備をする
- ・上記の他、必要に応じてパトロールを実施する

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織で対応し、事実関係を明確にするための調査を行うこととする

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な損害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- ③ 保護者や生徒から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申し立てがあったとき

(2) 関係機関との連携

- ・ 場合によっては情報の混乱をさけるため、外部との窓口を一本化（管理職対応）とする
- ・ 必要に応じて迅速に関係機関（教育委員会・警察・福祉関係機関・医療機関等）との連携を図る

(3) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する

6 いじめ対策委員会の設置とその役割について

いじめ防止等の対策、及びいじめを認知した場合の解決のための委員会（いじめ対策委員会）を組織する

(1) 委員会の設置

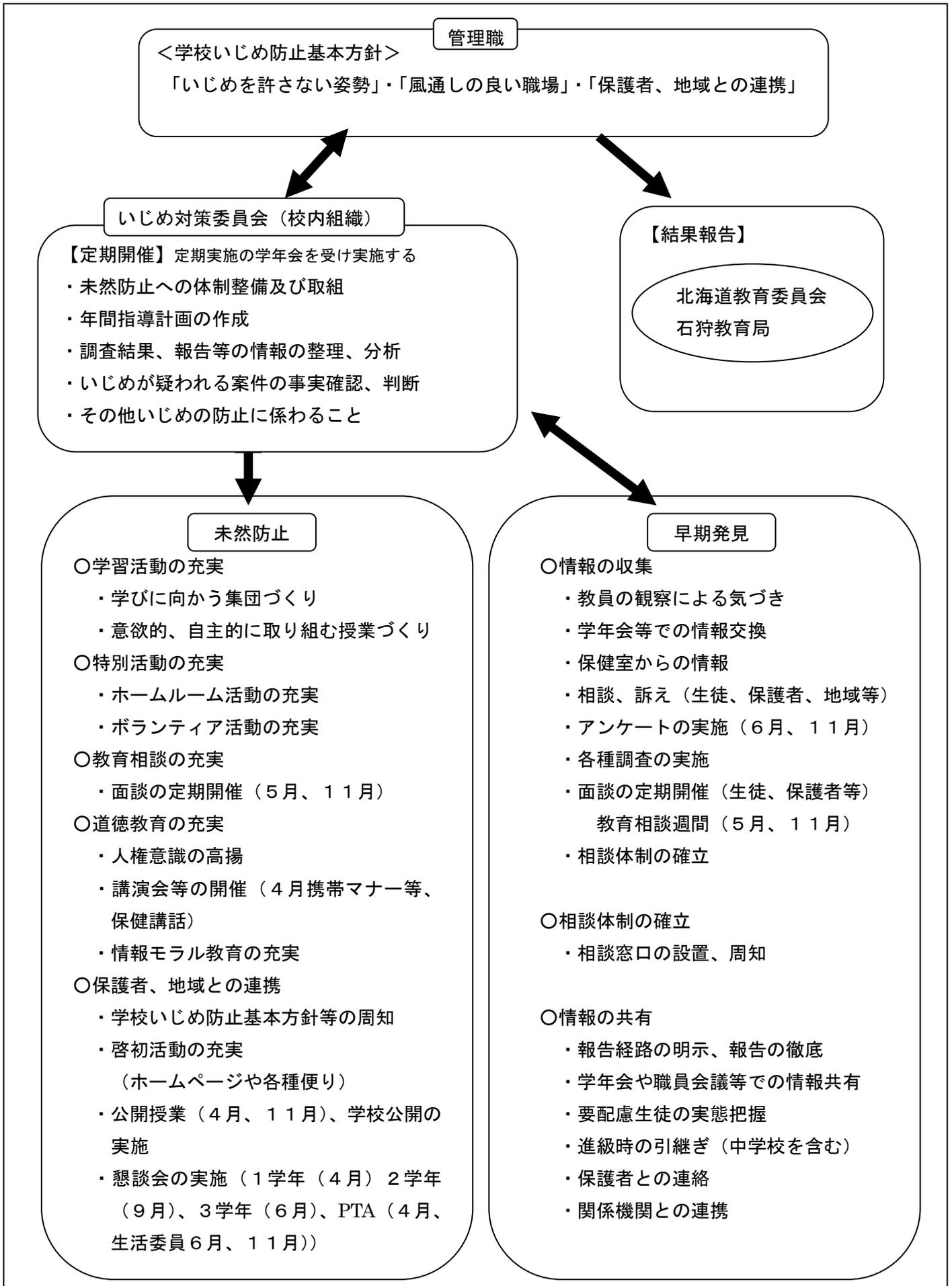
学校長が任命した委員長（副校長）、いじめ対策主任（教頭）、生徒指導部長、生徒指導部員（1）、健康安全部長、各学年主任（3）、養護教諭（1）、教育相談係（1）で組織する
 （※必要に応じて、該当担任、該当部顧問、学年指導部、他（スクールカウンセラー、医療機関等の専門家）を拡大委員として参集する

(2) 委員会の役割

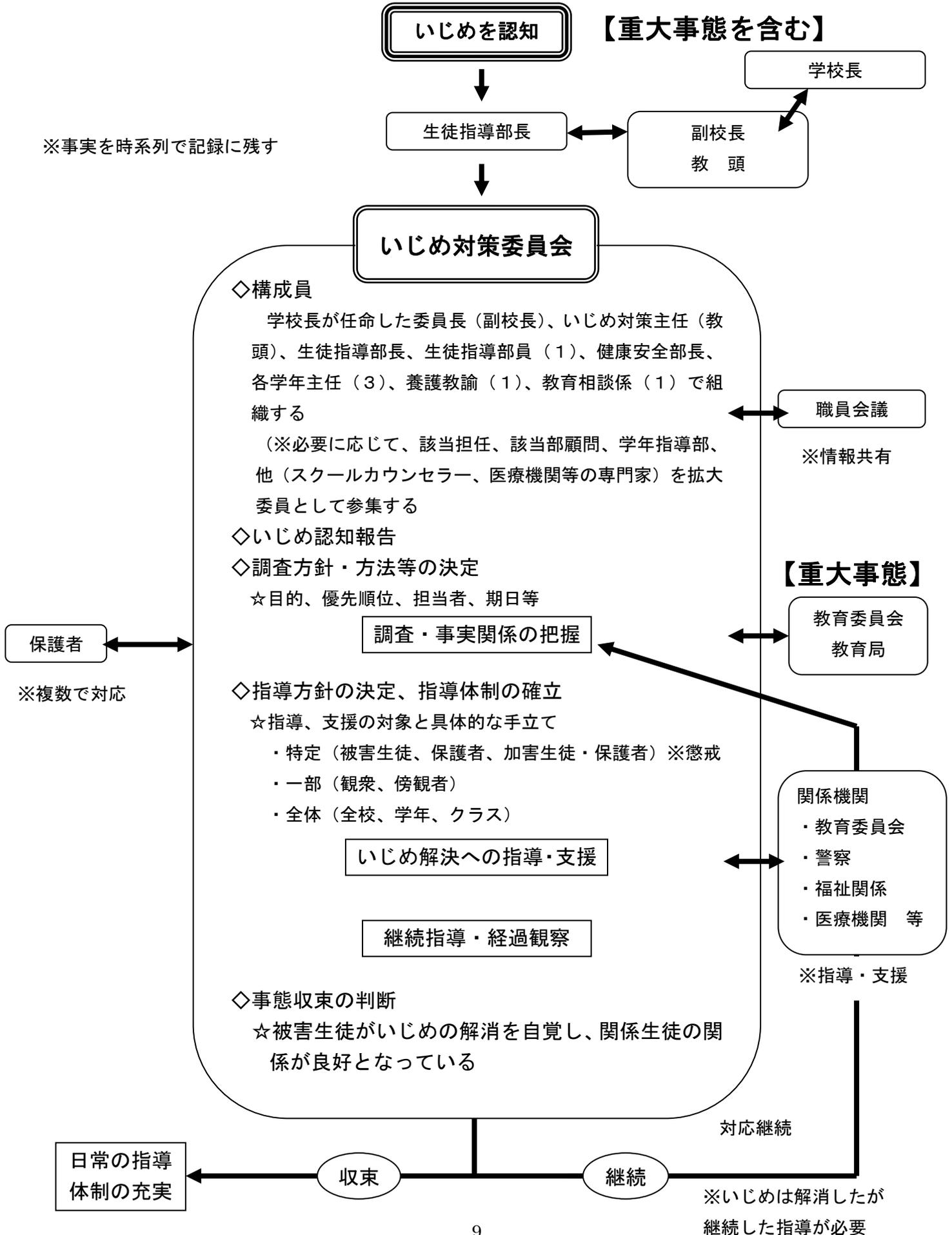
いじめ対策委員会の役割は次のとおりとする

- ・ いじめ未然防止の体制整備及び取り組み
- ・ いじめ防止の具体的方策の作成（年間計画）及び状況把握と分析
※PDCAサイクルの実践
- ・ アンケート等の集約
- ・ 発見されたいじめ事案への対応
- ・ いじめを受けた生徒、その保護者に対する相談及び支援
- ・ いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言
- ・ 専門的な知識を有する関係者との連携
- ・ その他いじめの防止に係わること

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時や朝のSHR	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れる。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席についている。 教科書、ノートに汚れがある。
休み時間等	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室の自分の席で食べない。 用事のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていたりしている。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用事もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

	サ イ ン
	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

	サイン
	嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 文房具が頻繁になくなる。壊される。汚される。 机等にいたずら書き、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。「言えないことは身体が語る」というように、身体にいじめのサインがあることも多い。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

	サイン
	体調不良が多くなり、朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言う。 学校や友人のことを話さなくなる。友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあつたりする。電話の対応がぎこちない。 メールが来ても嬉しそうな顔をしない。暗くなる。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 服を破いてきたり、汚してきたり、ぬらしてくる。 転校したいと頻繁に言う。 自転車がよくパンクする。 家庭の物品や金銭（貯金箱のお金や親兄弟、祖父母のお金）がなくなる。 大きな額のお金を欲しがる。 大切にしていたもの（ゲームソフトなど）がなくなる。 自分のものを「貸した」、「いらなくなったから友達にあげた」、「売った」という。 見慣れない持ち物がある。 弁当を残す。今までしていなかったのに、弁当箱を洗って帰ってくる。